

佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 措置要領別表第2第10号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(期間の決定方法等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号(契約違反)ではなく措置要領別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)によることとし、期間の加減については前項の規定を適用する。</p> <p>(期間の加算)</p> <p>第4条 次の各号に該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。</p> <p>(1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき</p> <p>(2) 2以上の契約違反等(措置要領別表第1第4号)又は不正若しくは不誠実な行為(措置要領別表第2第10号)が行われたとき</p> <p>(3) 違反行為が2年以上続いていたとき</p> <p>(4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき</p> <p>2～3 略</p>	<p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 措置要領別表第2第13号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(期間の決定方法等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号(契約違反)ではなく措置要領別表第2第13号(不正又は不誠実な行為)によることとし、期間の加減については前項の規定を適用する。</p> <p>(期間の加算)</p> <p>第4条 次の各号に該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。</p> <p>(1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき</p> <p>(2) 2以上の契約違反等(措置要領別表第1第4号)又は不正若しくは不誠実な行為(措置要領別表第2第13号)が行われたとき</p> <p>(3) 違反行為が2年以上続いていたとき</p> <p>(4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき</p> <p>2～3 略</p>